

石川町雇用維持支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が停滞し、事業活動の縮小を余儀なくされている町内に事業所を有している事業者に対し、経営の継続、労働者の雇用維持等を支援するため、予算の範囲内において交付金を交付することについて、石川町補助金等の交付等に関する規則(昭和49年規則第13号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業者)

第2条 交付金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和3年1月1日現在において、町内に事業所を有している者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月から令和3年2月までの間に、連続する3箇月の売上高等の合計が前年同期に比して10%以上減少している者
- (3) 従業員の雇用を継続する意思のある者
- (4) 町税等を滞納していない者
- (5) 石川町暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していない者

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、令和3年1月末日現在で雇用保険被保険者の資格を有する従業員1名あたり1万円とする。

(交付金の交付申請)

第4条 第2条の規定に該当する事業者で交付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和3年3月31日までに石川町雇用維持支援事業交付金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 売上高等が確認できる書類
- (2) 適用事業所台帳ヘッダー2
- (3) 同意書兼誓約書(様式第2号)

(交付金の交付決定等)

第5条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付金の交付及び交付額を決定し、申請者に対し石川町雇用維持支援事業交付金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、交付金の交付をしないことを決定

したときは、申請者に対し石川町雇用維持支援事業交付金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告に関する特例）

第6条 規則第13条の規定に関わらず、交付金の交付に係る実績報告は、省略するものとする。

（交付金の請求）

第7条 第5条の規定により、交付決定の通知を受けた申請者は、石川町雇用維持支援事業交付金交付請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（交付金の返還等）

第8条 町長は、交付金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定を取り消し、又はすでに交付した交付金の返還を命ずることができる。

- （1） 偽りその他不正の行為があったとき。
- （2） その他規則及びこの要綱に違反したとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。